

栃木県動物愛護管理推進計画案に対する意見募集を行った結果、12名の県民の方から計59件の御意見をいただきました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

なお、類似の意見については、内容ごとにまとめさせていただきました。

No.	計画案	項目(頁数)	意見内容	意見に対する考え方
1	2 施策別 の取組	(1) 普及啓 発	子どもへの教育(P4,5) 子供に動物愛護についての教育をすることは大変重要です。啓発活動を行いたい一般の愛護団体が安易に学校内で活動を行うのは難しいため、法的に必須科目として、定期的に実施するべきだと思います。 いじめや暴力事件にも関連する情操教育の一環として、動物愛護を通し弱いものに対する保護や接し方を学ぶことで、命は大切にしなければいけないこと、愛玩動物と呼ばれても玩具ではないことを徹底して子供のうちから教えるべきだと思います。	未来の担い手である子どもを対象とした普及啓発には、適正な方法による機会の確保が重要と考えております。 動物とのふれあいを通じた学習について、幼稚園・保育所の幼児を対象とした内容、更には小学校低学年から高学年へと続く、児童生徒の発達に応じた内容となるよう、関係機関が連携して指導内容を整備します。
2		成犬のふれあい教室(P5)	成犬の良さを知ってもらうためにも、ふれあいを子犬に限定するべきではない。	成犬とのふれあいは、咬傷事故等回避の点から慎重な対応が必要です。 成犬の良さを知ってもらうため、啓発用パネルの設置や、成犬展示スペースのあり方等について、毎年の実施計画の中で検討します。
3		動物愛護フェスティバル(P6)	従来のような大会場で大がかりな行事を毎年開催するのはやめて、地域の自治体の行事に相乗りして、一部出張程度の開催などを検討されてもよいのでは？	動物愛護フェスティバルのほか、市町村の地域イベントなどにおけるしつけ方教室などの行事を通して、動物に関心のある人々に直接啓発指導を行っております。
4		(2) 適正飼 養の推 進	しつけ方教室の参加者(P8) 動愛センターのしつけ教室は、基本的にセンターの子犬譲渡会で譲渡を受けた飼い主のみが対象になっているが、それ以外の飼い主も参加できるしつけ教室を行政として開催すべきである(見学可能という対応でなく犬同伴での参加を認めてほしい)。	動物愛護指導センターから譲渡を受けた飼い主のほか、依頼をいただいた方々を対象に出張しつけ方教室を実施しており、今後とも継続して実施します。
5		出張しつけ方教室の増加(P8)	出張しつけ教室はここ数年は10~11月に2回のみで開催となっているが、もっと積極的に開くべきである。	同上
6		不妊手術の義務化(P8)	年間どれほどの税金が殺処分費用予算として組み込まれているのかは知りませんが、そのお金を殺処分するためだけでなく、望まれない命を生み出さない方法に使えないものでしょうか？ 飼い犬猫に対して、不妊手術を義務化するような条例があればと思います。	不妊手術の必要性等については、今後も指導啓発を行うなど、適正飼養の促進を図ります。特に、猫については、新たに「正しい猫の飼い方推進月間(仮称)」を制定するなど、普及啓発を推進します。 不妊手術の義務化については、国の法制化の動向を見ながら検討すべきと考えます。
7		飼い主への普及啓発(P8)	捨て子犬、子猫が多すぎるので、そのような飼い主に対して、飼い犬の避妊去勢か、雌の発情時期は雄と接触させないようにするなど対策の普及をしていただきたいです。	「飼養者が適正飼養するための取組」に基づき、繁殖制限措置の必要性等について指導啓発を行うとともに、安易な飼養放棄を防止するために、本県における殺処分の現状を積極的に情報発信してまいります。また、「正しい猫の飼い方推進月間(仮称)」を制定し、取組強化を図ります。
8		行政による繁殖制限措置(P8)	飼い主のいない猫についての繁殖制限手術は、地域環境改善のため行政としても積極的に取り組む必要があると考える。他の自治体でも取組がなされているような、行政獣医師による繁殖制限手術の実施、飼い主のいない猫への手術助成金等、繁殖制限手術の普及を積極的に図り、猫の頭数増加を防ぐことが、引き取り数や殺処分数を減らす最も有効な手段であると考えます。	飼い主のいない猫についての対策は、他県の事例も参考にしながら検討しております。
9		普及啓発活動(P8)	タバコの害(受動喫煙・誤飲事故等)からペットを救済するための対策を実施するよう要望いたします。 教育・広報等による普及啓発活動を実施するよう求めます。	受動喫煙の注意喚起はHPに掲載しております。また、今後ともしつけ方教室等を通じて、適正飼養の推進に努めます。
10		狂犬病対策(P8)	動物愛護管理計画案に狂犬病の対策の考えが記載されていますが、時節柄、より内容を充実されるようお願いいたします。	狂犬病については、正しい知識を県民に伝える必要があることから、「〇飼養者が適正飼養するための取組」を次のように修正します(P8)。 ・狂犬病の国内への侵入に備え、狂犬病の危険性とその予防について、より一層普及啓発を推進するとともに、市町村や獣医師会と連携しながら、狂犬病予防法に基づく犬の登録と予防注射の接種を推進します。
11			私ども獣医師と、保健所・動物愛護指導センターなどの行政機関の密接な連携により、狂犬病の拡大とまん延防止の迅速な対応が必要であると考えます。 狂犬病の拡大とまん延を防止するための迅速な取組について検討されますよう要望します。	同上
12		殺処分数等の情報発信(P8)	動愛センターのホームページに掲載されている統計・資料では殺処分数のデータが掲載されていないので掲載すべきである。 飼い主が出向くであろう動物病院や集団予防注射会場などで積極的に現状について情報発信すべきである。	「〇飼養者が適正飼養するための取組」に基づき、安易な飼養放棄を防止するために、本県における殺処分の現状を積極的に情報発信します。

No.	計画案	項目(頁数)	意見内容	意見に対する考え方
13	(2) 適正飼養の推進	動物虐待の予防(P8)	アニマルポリスの設置 きちんと訓練を受けたアニマルポリスの設置により、市民が通報しやすく、また専門職員が見回りに行き、きちんと対応することが重要かと思えます。	虐待が疑われる事案については、警察や関係機関等と連携を図りながら、立入り調査・指導を行っております。 アニマルポリスの設置については、国の法制化の動向を見ながら検討すべきと考えます。
14		多頭飼育について(P8)	犬、猫の多頭飼育について頭数制限を設ける。 頭数について、一律なのか、家庭の事情によってかは要検討。	多頭飼育者に対しては、多頭飼育指導マニュアルに基づき、立入り調査・指導を行っております。 また、本県の多頭飼育指導マニュアル見直しの際に、対象とする頭数について検討します。 頭数制限については、国の法制化の動向を見ながら検討すべきと考えます。
15		迷子犬等の捕獲(P8)	捕獲箱の利用によって、愛護動物、野生動物に危険が及ばないように、県は使用についての基準を設定して自治体に通達すべき。個人・団体への貸出しは禁止すべき。	捕獲箱(捕獲器)使用上の注意事項について、市町村に通知して周知しております。 また、個人等の飼養者に対しては注意事項を配布するなど、適切な使用を指導しております。
16		遺棄対策(P8)	遺棄が繰り返される現場については、所轄警察名で看板を立てるなどの対策を検討する必要があると考える。	看板等の設置については、その効果等も含め、対策を検討します。
17		引取り時の確認(P9)	引き取りを受ける時点で該当する動物が迷子の届け出が出ていないかその場で確認したり、犬の場合各市町村の登録犬に該当する犬がいないか確認すべきである。	所有者不明で収容した動物については、迷子の届出の有無を確認しております。また、鑑札等が装着されている場合は、市町村へ照会し、返還促進を図っております。
18			市町村窓口および動愛センターは猫の引き取りを受ける場合、どのような経緯で引き取りに至ったのか聞き取り調査等を強化し、再発防止に努めるべきである。	犬猫の引取り業務実施要領に基づき、飼養者に対して終生飼養や繁殖制限措置、また自らの責任で新たな飼養者を探すことを指導しております。
19		迷子情報の掲載(P9)	届け出のあった迷子情報に関しても、現在掲載しているような保護犬情報と同じように動愛センターのホームページに掲載し、市保健所や各市町村、警察が所有者不明動物の相談を受けた際に必ずそこをチェックするようにすれば、早期解決する可能性がある。	警察や市町村等との連携や、返還率向上のため、先進的な取組を行っている自治体等を参考に、HPのあり方を検討します。
20			ホームページが非常に分かりにくい。少しずつ改善されているが、収容動物情報ももう少し各個体の詳細情報を掲載していただきたい。また一般の方が保護している保護犬の情報はテキストのみではなく、できる限り画像を載せるべきである。これらのWebサイトの更新状況については、RSS配信を用いてサイトの新着状況がすぐ入手できるようにしてほしい。	同上
21			ホームページへの掲載だけではなく、ネット環境にない人もいるので、新聞などにも掲載して欲しいです。	HP以外の情報発信方法について、毎年の実施計画の中で検討します。
22		狂犬病予防法の遵守(P9)	登録、予防注射を確認しないまま、譲渡(団体譲渡を含む)・迷子犬の返還は適切ではない。	飼い主や譲渡を受けた新たな飼い主に対して、登録及び狂犬病予防注射を実施するよう指導しております。
23		譲渡前の個体管理(P9)	譲渡予定の動物については、感染症の拡大防止のため個体別管理を行い、ワクチン接種した後の検疫期間を設けるべきである。	参考意見として承ります。
24		譲渡先の決定(P9)	県内の個人・愛護団体の保護施設は十分ではなく、多頭飼育崩壊の危険はある。 施設の状況(設備、世話人の数、保証人の有無)に応じて、保有する譲渡候補の数を定めるのが無難。	譲渡要領の適正な運用を心がけるとともに、新たな課題が発生した場合には、必要に応じて要領の見直しを行い適切に対応します。
25			動物愛護団体すべてが善良な団体ではありません。県はこれら団体を充分吟味区別(差別化)して、不良な団体とは決別願いたいと強く思いますので、よろしくお願いいたします。	同上
26		登録団体の公表(P9)	譲渡の安全性の為に、登録任意団体の飼養施設の所在地、代表者の氏名と住所、団体の収支報告を公表して欲しい。	同上
27		譲渡先の拡大(P9)	譲渡先は県内に限る必要はなく、適切な飼主・愛護団体には門戸を広く。	同上
28			県をまたいだ譲渡も推進すべきである。 各自治体とも連携しそのようなシステムを構築すべきである。	同上

No.	計画案	項目(頁数)	意見内容	意見に対する考え方
29	(2) 適正飼養の推進	譲渡先の把握(P9)	県の飼い方講習を受ける前提で、団体譲渡についても、最終の飼主は講習を受けた方、その譲渡先は県で把握すべき。	譲渡先から報告書の提出を求めるなど、譲渡要領に基づく厳正な運用を図ります。
30			団体を経由して保護団体や個人活動家に引き渡す場合は、仲介する団体任せにするのではなく、動愛センターが動物の行き先(最終飼養者ではなく実際に動物が保護される場所)の情報を把握すべきである。	同上
31		譲渡機会の拡大(P9)	飼い主に持ち込みされた動物も、殺すのではなく、里親募集のチャンスを与えて欲しいです。	飼い主から引取りを行った動物も譲渡しております。
32		登録団体の講習(P9)	現在の団体等登録の際の講習内容は早急に見直すべきである。そしてそのような講習は登録時のみではなく、行政の動物関係担当者の講習を定期的に行うのと同様に、登録団体等についても年1回程度の講習会を開くべきである。	登録団体との話し合いの場を活用する等、必要に応じて譲渡要領の見直しを行います。
33		登録団体の届出(P9)	登録団体には、第二種動物取扱業の届出を義務化して欲しい。	第二種動物取扱業に該当する場合は届出を指導しております。登録団体の、第二種動物取扱業の届出義務化については、国の法制化の動向を見ながら検討すべきと考えます。
34		登録団体への助成(P9)	登録団体等が活動を進めていく中で非常に負担が大きい医療費については、行政から譲渡を受けた動物は医療費を割引するなど栃木県獣医師会の協力を仰いでいただきたい。	参考意見として承ります。
35		収容期間の延長(P9)	収容された動物の収容期間がかなり短すぎるので、延ばして欲しいです。	動物の抑留期間は、平成21年度から試行的に従前の4日間から7日間以上に延長して、生存機会の拡大につとめております。
36	(3) 迷惑問題防止	地域猫活動(P10)	野良猫に対しては一斉TNRを県、市、町、自治体が連携して実施できないでしょうか。 不妊手術をせずに外飼いで頭数が増えてしまった飼い主さん、知識がなく善意で餌を与えて頭数が増えてしまった飼い主さんには、説明・理解していただき、自己負担と助成で対応するなど。 殺処分費用の何割かを、一斉TNRのための費用にあてる。 一斉TNRの効果で、殺処分の予算を減らすことができます。 そして、殺処分ゼロに近づければと思います。	猫については、新たに「正しい猫の飼い方推進月間(仮称)」を制定し、適正飼養の普及啓発を推進します。 また、所有者のいない猫に対する取組については、他県の事例も参考にしながら検討しております。
37			野良猫ちゃんたちのTNRを栃木県でしてほしいです。	同上
38			「地域猫」の取組を栃木県でも実施していただきたいです。 もちろん、行政と県民が協力して・・・です。	同上
39		野良猫対策(P10)	「飼い猫」という認識がなく野良猫に無責任に餌やりをしている者に対しても対策を講じるべきである。 他の自治体の地域猫の事例などを参考に、猫を排除するのではなく、猫と地域住民とが共存する道を行政が作っていくべきである。	〇猫については、新たに「正しい猫の飼い方推進月間(仮称)」を制定し、取組強化を図ります。
40	(4) 所有明示調査(個体識別)措置の推進	所有明示調査(P11)	狂犬病予防集団注射の集団注射会場において、県獣医師会や動物愛護推進員、愛護団体等の協力の下、所有者明示がなされているかを毎年チェックし、なされていない飼い主についてはその場で記入させるなどすべきである。	平成22年度より、狂犬病予防集合注射会場において、飼い主への所有明示アンケート調査及びチラシの配布など普及啓発を行っております。今後も、会場を活用した適正飼養の普及啓発活動に取り組みます。
41		集合注射会場での普及啓発(P11)	イベントに出向かず潜在的に問題を抱えているような飼い主への対策として、例えば狂犬病予防集団注射の集団注射会場において、県獣医師会や動物愛護推進員、愛護団体等の協力の下、しつけ・飼育相談も同時に行い、終生飼養や繁殖制限措置、所有者明示など適正飼養の普及啓発を積極的に図るべきである。	集合注射会場は普及啓発の場であり、今後とも、会場を活用した適正飼養の普及啓発活動に取り組みます。
42		問い合わせ窓口の普及啓発(P11)	集団注射の際に、逸走時の問い合わせ窓口等を記載したチラシを全飼い主に配布するなどすべきである。	同上
43		マイクロチップの装着義務化(P11)	マイクロチップは全頭実施を強制化すべきです。 それにより、ペットの入手経路を明らかにし、処分場に持ち込まれる販売業者から購入した犬猫については購入時の飼育指導の責任をその販売業者に負わせるべきだと思います。 あまりにも安易に販売しすぎる事が問題だと思います。	県では、動物愛護フェスティバルや狂犬病予防集合注射会場などにおいて、マイクロチップ装着の普及啓発を行っております。また、獣医師会においても、マイクロチップ装着に要する経費の一部を補助するなど、マイクロチップ登録促進事業を推進しております。 マイクロチップの義務化については、国の法制化の動向を見ながら検討すべきと考えます。

No.	計画案	項目(頁数)	意見内容	意見に対する考え方
44		(5) 動物取扱業の適正化	監視強化 (P13)	シヨップ、愛護団体による展示に問題があるとしばしば感じる。真夏の炎天下に屋外で展示したり、トイレが不衛生であったりする。展示に関する基準は国も定めているが、県が踏み込んで監督できるようにしたい。
45				業者による遺棄が疑われる事例が見受けられたり、虐待とみなされるような飼育環境である業者が野放しになっている事例が見受けられる。このような業者については厳しく監視し、改善が見られない場合は登録を抹消すべきである。
46				飼育不適切人物への販売を防止するため、行政は厳重に動物取扱業者を監視指導すべきである。
47		(8) 災害時対策 (P15)	災害時のペット対策	「避難所への同行避難可」を明確に県が定める。避難所の確保、スペースの分別等、指針も併せて。
48		(9) 人材育成	担当者の資質向上 (P16)	逸走動物の返還率向上・引き取りのリピーター防止のためには、市町村担当者の資質向上はこれまでよりもっと重点的に取り組んでいくべきである。
49			新たな人材確保 (P17)	「公募も検討」ではなく「公募する」とすべきである。
50	5 愛護館の活用	○施設設備の活用	施設整備 (P21)	ドイツの動物保護施設を視察し、それを日本に取り入れる。
51				子犬以外の動物についても管理場所を設けふれあいができるようにしたり、敷地を利用したドッグランやドッグカフェ、猫カフェ等を設けるなどして、県民が気軽に足を運べるようにすれば来場者は増加するであろう。行政として運営が難しいのであれば、委託も考えるべきである。
52				愛護館に成犬・子猫・成猫についても譲渡用管理スペースを設け、子犬と同等の管理をし譲渡する事業を行政として行っていたきたい。
53		○企画催事の充実	事業・企画の協力 (P21)	動物好きなボランティアも活用してください。
54			新たな企画催事 (P21)	譲渡用の成犬をトレーニングし飼育しやすい犬にしていく過程を愛護館来場者に見せることによって、成犬のしつけの重要性を理解させ、問題を抱えるような飼い犬については飼養方法を見直すことで飼育放棄するような事例を減らしたり模範的な飼い主の育成につながると考える。
55				飼育困難な飼い主や犬猫を保護した方、各団体等が参加できるような譲渡会を動愛センターとして開催してほしい。またその機会を利用して、飼育相談対応や適正飼養の普及啓発活動も行うとより効果的である。
56	その他	その他	普及啓発資料	動物愛護 普及啓発の件で。犬を飼うってステキですか？とても立派な冊子です。もっともっと県民に知らせてください。お願いします。
57			動物愛護の推進	外飼いのワンちゃんが、冬場は、寒く、夏場は、暑そうにしています。飼い主さんの飼い方も考えなくては、いけないです。人間と同じ命です。声なき動物たちの声に耳をかたむけてください。栃木県が、動物たちの扱いに変わってほしいです。動物たちの命、大切に思ってください。
58			犬猫以外の譲渡	犬猫以外の小動物、鳥、金魚などが収容された場合も、愛護団体を通してでも、里親募集をして、譲渡につなげていただきたいです。
59			動物保護の意義	なぜ動物保護が有意義なのかを費用効果、犯罪効果など数値で出すことも重要だと思います。動物保護の倫理的な意義は多様ですので、今後の発展に期待し、税金がそのように使用されることを期待します。

なお、上記のほか、県外の方々からも御意見をいただきました。それらの御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。